

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年11月28日

香川県公安委員会委員長 上 枝 康

香川県公安委員会規則第12号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部改正）

第 1 条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（ 3 月以内の期間を限って営む風俗営業に係る営業所の設置を制限する地域） 第 5 条 略 <u>（聴聞決定予定日通知書の様式）</u> <u>第 5 条の 2 施行規則第 6 条の 4 第 2 項の通知書の様式は、別記様式第 1 号の 2 の聴聞決定予定日通知書のとおりとする。</u> （不許可通知書の様式） 第 6 条 略 （許可条件の付加又は変更の手続） 第12条 略 <u>（聴聞決定予定日通知書の様式）</u> <u>第12条の 2 施行規則第74条の 3 において準用する施行規則第 6 条の 4 第 2 項の通知書の様式は、別記様式第 1 号の 2 の聴聞決定予定日通知書のとおりとする。</u> （不許可通知書の様式） 第13条 略 別記様式第 1 号（第 2 条、第12条関係） 略	（ 3 月以内の期間を限って営む風俗営業に係る営業所の設置を制限する地域） 第 5 条 略 （不許可通知書の様式） 第 6 条 略 （許可条件の付加又は変更の手続） 第12条 略 （不許可通知書の様式） 第13条 略 別記様式第 1 号（第 2 条、第12条関係） 略

別記様式第 1 号の 2（第 5 条の 2、第12条の 2 関係）

聴 聞 決 定 予 定 日 通 知 書

第 号
年 月 日

住所又は居所
氏名又は名称

殿

香川県公安委員会

年 月 日に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第37条第 2 項に基づく立入りを実施した下記営業所に係る聴聞決定予定日（当該立入りの結果に基づき法第26条第 1 項 風俗営業
第31条の25第 1 項 特定遊興飲食店営業 の許可の取消処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日）を以下のとおり通知する。

営 業 所 の 名 称	
営 業 所 の 所 在 地	
聴 聞 決 定 予 定 日	年 月 日

備考 法 第 4 条第 1 項第 8 号ロ
第31条の23において準用する法第 4 条第 1 項第 8 号ロの規定により、上記の聴聞決定予定日までの間に許可証の返納をした場合（風俗営業
特定遊興飲食店営業 の廃止について相
当な理由がある場合を除く。）、当該返納の日から起算して 5 年を経過するまで風俗営
業
興飲食店営業 の許可を取得できないこととなります。

別記様式第 2 号（第 6 条、第 9 条、第13条、第16条関係）
略

別記様式第 2 号（第 6 条、第 9 条、第13条、第16条関係）
略

(香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正)

第2条 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長	法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長
1～7 略					1～7 略				
8 風俗営業等の 規制及び業務の 適正化等に関する法律（昭和23 年法律第122号）	略				8 風俗営業等の 規制及び業務の 適正化等に関する法律（昭和23 年法律第122号）	略			
	第3条 第2項	略				第3条 第2項	略		
	第4条 第1項 第8号 ロ	聴聞決定予定日の通知		○					
	第5条 第2項	略				第5条 第2項	略		
	略					略			
	第31条 の23	略				第31条 の23	特定遊興飲食店営業の許可条件の付加及び変更（ 第3条第2項の準用）	略	
	第31条 の23	聴聞決定予定日の通知（ 第4条第1項第8号ロの 準用）		○					
	第31条 の23	略				第31条 の23	特定遊興飲食店営業の許可証の交付（第5条第2 項の準用）	略	
	略					略			
（1）風俗営業等の規制 及び業務の 適正化等に	第6条 の4第 2項	聴聞決定予定日を記載した通知書の交付		○	（1）風俗営業等の規制 及び業務の 適正化等に	第10条	略		

関する法律 施行規則（ 昭和60年国 家公安委員 会規則第1 号）	第2項			
	略			
	第72条 第2項	略		
	第74条 の3	聴聞決定予定日を記載し た通知書の交付（第6条 の4第2項の準用）		○
	第78条 第2項	略		
	略			
(2)～(5) 略				
9～102 略				
備考 略				

	関する法律 施行規則（ 昭和60年国 家公安委員 会規則第1 号）	第2項		
		略		
		第72条 第2項	無店舗型電話異性紹介営 業届出確認書の返納の受 理（第46条の準用）	略
		第78条 第2項	特定遊興飲食店営業の許 可の通知（第10条第2項 の準用）	略
	略			
(2)～(5) 略				
9～102 略				
備考 略				

附 則
この規則は、公布の日から施行する。